

令和8年度ひなたの「とも活」啓発強化業務委託仕様書

1 委託業務の目的

性別に関わらず家事や育児等を分かち合う「とも家事」の推進や、女性活躍推進に取り組む企業情報を強力に発信することにより、女性も男性もともにいきいきと活躍できる環境づくりを図る。

2 業務の名称

令和8年度ひなたの「とも活」啓発強化業務

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月10日（水）まで

4 業務委託の内容

(1) SNSを活用したとも家事啓発キャンペーン等実施業務

① SNSキャンペーン実施業務

本業務では、インスタグラム等（他 X、TikTok、Facebook 等）のSNSを活用し、「とも家事」をテーマにした参加型キャンペーンを実施する。参加者の投稿を通じて、家事や育児への参画意識を広く呼びかけるものとする。企画にあたっては、以下の点について効果的な提案を求めるものとする。

- ・ 使用するSNS媒体と、その選定理由
 - ・ 多くの県民が参加したくなるようなキャンペーンの仕組みや企画内容
- なお、キャンペーンの実施期間は、下記のとおりとする。

第一弾：令和8年6月下旬～令和8年8月末

第二弾：令和8年10月初旬～令和8年11月末

ア 業務全体の企画・運営

- ・ 夫婦や家族で協力して家事・育児に取り組む「とも家事」の重要性を訴求するキャンペーンを総合的に企画・運営すること。
- ・ 県民の参加を促進するため、親しみやすいキャンペーン名称や、SNS上で情報の拡散を促す効果的な手法を提案すること。
- ・ キャンペーン全体に関する問い合わせ対応専用フォームを設置・管理し、適切

に対応すること。

イ キャンペーンの実施内容

- ・ キャンペーンの応募要件、マナー、法令遵守事項（個人情報保護、肖像権・著作権、SNS利用における危険行為や他者への配慮等）を明確に記載し、応募者へ周知すること。
- ・ 応募投稿については、以下の要件を満たしているか確認すること。

〈応募要件〉

- ・ 投稿者は宮崎県内在住者に限る。
- ・ 非公開のアカウントからの投稿は無効とする。
- ・ 投稿画像・動画は投稿者本人が著作権を有し、著作権が投稿者に帰属するものに限る。
- ・ 1人複数投稿を可能とし、1投稿あたりの写真等の枚数制限は設けない。
- ・ 宮崎県（以下、「県」という。）による広報、PR活動に無償で使用される場合があることに同意したのものに限る。
- ・ 投稿写真等は未発表かつ本キャンペーン開始日以降のものに限る。
- ・ 人物が写る写真等の場合、事前にその人物から肖像権の了承を得たものに限る。肖像権に関する問題が生じた場合、県は一切の責任を負わない。

ウ 広告・広報物の製作、発信

(ア) SNS広告

- ・ キャンペーン周知のため、Instagram等のSNSを活用し、広告を配信すること。
- ・ 最適な配信素材、配信方法、配信スケジュール、配信回数等を提案すること（なお、広告の内容は県と協議のうえ決定する。）。
- ・ 配信結果に基づき効果分析を随時行い、より効果的な運用となるよう改善を図ること。

(イ) キャンペーンチラシの製作

- ・ キャンペーン周知のため、以下のとおりチラシの製作（各回9,000部）及び配布を行うこと。なお、受託者からの配布に要する費用（郵送料等）は、受託者の負担とする。

a 配付先

下記の内容にて配布（発送）を実施すること。

- ・ 県から配布（1, 000部）
- ・ 県が示した一覧に基づき受託者から配付（4, 000部）
- ・ 受託者が開拓した先に受託者から配付（4, 000部）

b その他

- ・ チラシは、50部ごとに間紙を入れ、仕分けやすくすること。
- ・ 配布先への依頼文は、県が提供する原稿を印刷し、同梱すること。

エ 景品の選定、購入及び発送等

- ・ 応募者の個人情報適正に管理し、目的外使用・漏えい等がないよう十分配慮すること。
- ・ 県によって決定された当選者又は入賞者への連絡を行うこと（送付先住所の問い合わせ等。）。
- ・ 景品の内容については、ターゲット層が魅力を感じ、応募意欲を刺激するような案を提案すること。なお、予算総額の範囲内で、金額や当選者数、景品の内容を効果的に配分して提案すること。
- ・ 送付先不明等、受託者の過失等によらない理由で景品を発送できなかった場合は、別途、県と対応を協議すること。

(2) ポスター制作等業務

県が別途実施するポスターデザインコンクール（ひなたの「とも活」ポスターデザインコンクール以下、「コンクール」という。）で選定されたデザインを用いて、啓発用ポスター2種（とも家事用1種、ともワーク用1種）を制作するとともに、入賞者に対する表彰関連業務を行う。

ア ポスターデザインへの文字情報の挿入及び調整

- ・ 県から提供するコンクール入賞作品のデザインを用いて、ポスターに必要な文字情報（県が提供）を挿入しポスターデザインを制作する。
- ・ 紙の作品については、印刷に適したデータ形式への調整を行い、色補正等の必要な補正作業を行うこと。なお、補正を行う箇所及び内容については、事前に県に報告を行うこと。

イ サンプル見本の作成

- ・ 作成時期：令和8年10月初旬（デザイン提供時期は9月中旬の予定）

- ・ 最終印刷仕様と同等のサンプル見本を、各デザイン5枚ずつ（計10枚）作成し、県に提出すること。

ウ ポスター印刷

- ・ 印刷部数は2種類各2,300部（計4,600部）とし、サイズはB2サイズとする。
- ・ 印刷前に色校正（デジタル又は簡易校正）を提出し、県の承認を得ること。

エ ポスターの納期及び郵送先について

印刷の納期は令和8年10月中旬とし、以下のとおり発送を行う。その他、効果的な掲示場所があれば提案を行うこと。

- ・ 県から郵送（市町村、商工団体等950か所程度）
- ・ 県が示した一覧に基づき受託者から配付（学校、保育所、企業等1,250か所程度）。なお、配付に必要な費用は受託者負担とする。

オ 入賞者の表彰状及び記念品の手配・発送

(ア) コンクール入賞者（10名）の表彰に関して、表彰状の作成、記念品の購入、指定した宛先への発送作業を行うこと。

- ・ 表彰状の作成

県が提供する文案により、筆耕作業を手配すること。

- ・ 記念品（図書カード5,000円×2名、3,000円×2名、2,000円×6名）の購入・梱包

(イ) コンクール入賞者のポスター作品について、ホームページへの掲載等用に電子化を行うこと。

(3) 啓発動画の制作・配信業務

男女が家事や育児を分かち合う「とも家事」や、職場でともに活躍する「ともワーク」の浸透・拡大に向けた動画を制作するとともに、SNS等を用いた効果的な発信関連業務を行う。

ア 動画の種類と内容

制作にあたっては、視聴者が共感・納得し、ターゲット層を考慮した表現や演出を取り入れ、高いクオリティとメッセージ性を兼ね備えた動画とすること。な

お、下記2種類の動画制作について、受託者からの自由提案を求める。

- (ア) 「とも家事」版（主なターゲット：家庭で家事・育児に携わっていない男性）
- ・ 男女が家事・育児を共同で行う意義や楽しさを訴求する内容とすること。
 - ・ 視聴者の共感を呼び、行動変容を促すような構成、演出、企画を提案すること。
- (イ) 「ともワーク」版（主なターゲット：企業経営層）
- ・ 性別にかかわらず、男女がともに仕事の場で活躍することの重要性やメリットを啓発する内容とすること。
 - ・ 企業の意識改革や環境整備を促進するような、説得力のある構成、演出、企画を提案すること。

イ 尺の目安

各動画の尺は最大5分程度とする。

ウ 完成動画の二次利用への対応

(ア) ダイジェスト版の作成

完成した各動画については、広報展開のためにダイジェスト版を別途作成すること。

(イ) ダイジェスト版の放送・放映

作成したダイジェスト版を用い、以下の媒体を活用して令和8年11月及び令和9年2月の2か月間を含む期間に放映・配信を行うこと。なお、各媒体の特性を踏まえ、期間内でターゲット層へのリーチを最大化できるような配信スケジュール、頻度及び追加で効果的な媒体があれば併せて提案すること。

- ・ テレビCM
- ・ T v e r
- ・ 街頭ビジョン

エ SNS 広告加工・放映

作成した各動画について、以下の仕様に基づきSNS広告用動画を加工、作成し、配信までを一貫して行うこと。

(ア) 動画形式の条件

- ・ 媒体特性に応じ、スマートフォン視聴に最適化した「縦型（9：16）」

及び「正方形（１：１）」の形成を作成すること。

- ・各SNSプラットフォームのガイドライン（ファイルサイズ、容量、アスペクト比等）を遵守すること。

(イ) 配信の実施

- ・上記動画を用い、とも家事・ともワークのターゲット層に効果的に届くSNS媒体を選定の上、広告配信を実施すること。
- ・広告配信計画（媒体選定、ターゲット設定、配信スケジュール等）を提案し、県と協議のうえ決定すること。
- ・広告配信期間中は随時効果測定を行い、必要に応じて配信内容の調整や最適化（運用改善）を行うこと。

(4) とも家事啓発イベント運営業務

子育て世帯を対象としたイベントにおいて、家事や育児の責任や負担を互いに分ち合う「とも家事」の重要性を楽しく学べるステージイベント（以下、「本イベント」という。）を開催する。なお、本業務は県が指定する子育て関連イベント（11月開催予定）のプログラムの一環として実施するものとする。

ア 委託業務の内容

県と協議しながら、下記の業務を行うこと。また、本イベントは他イベントの一部として実施するため、主催者側との連携・調整を密に行い、全体進行に配慮した運営を行うこと。

(ア) 出演者の選定及び連絡調整

県が指定する子育て関連イベントにおいて、県の意向や本イベントの趣旨に沿った出演者を選定し、出演依頼及びその後の連絡調整を行うこと。

(イ) 出演者等のサポート業務

出演者の謝金、移動費及び宿泊費の支払い、並びに出演に必要な補助業務（空港・宿泊施設送迎（同乗者の保険料を含む）、昼食、飲料の手配等を含む。）を行うこと。

(ウ) 機材・環境の整備

本イベント実施のために必要な配信機材（映像機器、PC、ケーブル、インターネット回線等）、消耗品費等の手配及びそれに伴う支払を行うこと。

(エ) 会場演出・運營業務

- ・ 本イベントの進行や演出に必要なスライド作成を行うこと。
- ・ 当日の会場整理、進行管理、演出（開始前の県指定動画の放映等）、撤収等、本イベントの運営全般を行うこと。

(オ) 司会者を設けること（1名）

- (カ) その他実施にあたっては県及びイベント主催者と十分に調整を図り運営を行うこと。

(5) 女性の健康支援推進セミナー業務

女性が自分らしく、いきいきと働き続けられる職場環境の醸成を図るため、働く女性が直面する健康課題（更年期、月経、不妊治療、メンタルヘルス等）への理解促進及び適切なケアや支援策の紹介するセミナーを開催する。

ア イベントの内容

(ア) ターゲット

企業の人事・労務担当者、経営層、ダイバーシティ推進担当者

(イ) イベント構成案

a セミナー（定員100名、2時間程度）

- ・ テーマ：女性の健康支援が企業にもたらすメリット（生産性向上、人材定着、企業価値の向上等）
- ・ 内容案：専門家による基調講演、導入企業の事例紹介等

b 展示PRブース（10社程度）

- ・ 出展形態：女性の健康支援に資するサービス（フェムテック、相談窓口、福利厚生サービス等）を提供する企業による製品・サービス紹介
- ・ 出展料：無料とする。

イ 業務委託の内容

県と協議しながら、下記の業務を行うこと。

(ア) セミナー企画・講師手配

- ・ 「企業が女性社員の健康支援の取組を進めるメリットをデータ等に基づいて論理的に解説できる講師（医師、産業医、コンサルタント、健康経営の先進企業担当者等）の選定・交渉

- ・ プログラムの内容について提案すること
- (イ) 展示PRブースの募集・管理
 - ・ 出展対象企業のリストアップ及び出展依頼・調整（10社目標）
 - ※ 出展料無料のメリットを活かし、参加者のニーズに合致した優良企業の誘致を行うこと
 - ・ 各ブースの備品手配（長机、椅子、社名板、電源等）
 - ・ 出展社マニュアルの作成と当日の管理
- (ウ) 広報・集客業務
 - ・ 企業の人事担当者等に向けた集客DM、WEBサイト、SNS広告等の企画運用
 - ・ 参加申し込み管理システムの運用
 - ・ ターゲットに企業の人事・労務担当者、経営層、ダイバーシティ推進担当者を含むため、男性でも参加しやすい印象を与える広報に努めること。
- (エ) 会場設営・当日運営
 - ・ 会場設営・装飾（看板設置）（セミナー会場及び展示スペース）
 - ・ 受付、司会、進行管理、音響・映像オペレーション
 - ・ 会場内でのブース周遊を促す工夫（紹介アナウンス等）
 - ・ 講師、司会等の出演に必要な補助業務（空港・宿泊施設送迎（同乗者の保険を含む）、昼食、飲料の手配等を含む。）
- (オ) 事後報告・効果測定
 - ・ 参加者及び出展社へのアンケート実施・分析
 - ・ 実施報告書の作成（参加者数、アンケート集計結果、当日の写真、次年度以降の施策に向けた提言含む。）
- (カ) 経費執行・精算管理業務
 - ・ 本業務の遂行に付随して発生する諸費用（会場使用料、講師謝金、旅費交通費、備品レンタル料、広報制作費、広告費、消耗品費等）の支払い事務一連を行うこと。

(6) 「ひなたの「とも活」」パンフレット作成業務

女性も男性もともにいきいきと活躍できる環境づくりを図るため、企業における女性活躍や、家事及び育児等の負担を分かち合う「とも家事」の重要性を強力に発信するためのパンフレットを2種類作成する。

ア 印刷物の内容

(ア) 「とも家事」推進パンフレット（一般向け）

- ・ A4サイズ 上質紙 両面カラー 6,000部
- ・ 印刷物に記載する文言・写真は県から指示する。
- ・ 受託業者はパンフレットにふさわしい内容、構成、デザインの提案を行い、県と協議しながら調整する。
- ・ A4サイズのPDFデータのほか、A1サイズのポスター用の高解像度のデータを県に納品する。

(イ) 「ともワーク」推進パンフレット（企業向け）

- ・ A4サイズ 上質紙 両面カラー 3,000部
- ・ 印刷物に記載する文言・写真は県から指示する。
- ・ 受託業者はパンフレットにふさわしい内容、構成、デザインの提案を行い、県と協議しながら調整する。
- ・ A4サイズのPDFデータのほか、A1サイズのポスター用の高解像度のデータを県に納品する。

イ 納期

令和8年9月30日（水）

5 業務の実施体制等

(1) 本事業統括責任者

本委託事業を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

(2) 事業スタッフ

本委託事業を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

6 成果品の著作権等

(1) 契約履行過程で生じた成果品の著作権は、県に帰属する。ただし、県に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に県の承諾を得たときはこの限りでない。この場合、県は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。

(2) 成果品は女性活躍推進に係る広報やPRを目的とした冊子、ウェブサイト等に無償で使用できるようにすること。また、県が認めた第三者に提供する場合も同様の扱いとすること。

7 成果品

受託者は、委託業務を完了した時は、以下を定められた期日までに生活・協働・男女
参画課女性活躍推進室に提出すること。

- (1) 業務完了報告書（各イベントにおいては実施結果及びアンケート結果等）
- (2) 制作物一覧
- (3) 写真（電子データ）
- (4) 動画（電子データ DVD-ROM）

8 委託事業に関する経費の管理等

次に掲げる経費は、委託料には含まないとする。

- (1) 10万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費
- (2) 団体等へ加入するための負担金
- (3) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

9 受託者の事業遂行上の注意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、県及び関係者（イベントの講師等）と十分に連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 委託業務により作成するコンテンツ等の最終デザインは、県と協議の上、決定すること。なお、委託業務内容については、企画提案により受託者が特定した後、県との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- (5) 事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うものとする。
- (6) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (7) 本業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区別して会計処理を行うこと。
- (8) 本業務に係る書類及び領収書等は、契約期間終了後5年間は保存すること。
- (9) 本事業は、国庫事業を活用するため、業務完了後に会計検査等への対応が生ずる場合がある。
- (10) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とすること。
- (11) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処

すること。

- (12) 委託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- (13) 性別による役割分担意識等、特定の価値観を押し付けたりすることのないよう、必要に応じて有識者の助言を受ける等の措置をとること。